

これまでの議論の概要（今後の検討の参考資料）

- 1 弁護士報酬を敗訴者負担とする根拠等に関する議論
 - ・ 勝訴の見込みの方が高い事案ではアクセスを拡充する効果がある。
 - ・ 弁護士への報酬は訴訟をする際の必要経費的なものになっており，訴訟費用と同様に敗訴者負担とするのが公平である。
 - ・ 不当な訴えの被告となった者のことを考えると，敗訴者負担とした方が公平である。
 - ・ 敗訴した場合の費用負担のことを考えると提訴萎縮につながる。
 - ・ 政策形成型訴訟が困難になるのは問題である。
- 2 敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方

総論

- ・ 当事者の属性で分ける考え方があり得る。
- ・ 政策形成型訴訟は条文上は定義不可能だろう。定型的に力の差がある当事者間の訴訟などを拾いあげていく手法がよい。
- ・ 日本弁護士連合会の意見が参考になる。

各論

ア 行政訴訟

- ・ 指定代理人制度があり，国民にとっては公権力行使の適法性を争う唯一の手段である。このあたりに政策的配慮をすべきかどうかということである。

イ 労働関係訴訟

- ・ 未払賃金の請求訴訟では勝訴する例がかなりある。このような例で，原告が自分の弁護士報酬を負担しなければならないのは気の毒である。
- ・ 使用者と労働者の間の訴訟は敗訴者負担を導入しない典型例である。当事者間に力の差がある。
- ・ 使用者と組合との間の訴訟は組合がバーゲニング・パワーを持っているという前提なので，敗訴者負担を導入しない範囲にしくても良い。
- ・ 少数組合が当事者になることもあり，使用者と組合の間の訴訟にも敗訴者負担を導入すべきでない。

ウ 人事訴訟

- ・ リソースの偏在のない個人間の訴訟なのだから，敗訴者負担としてもいいのではないか。
- ・ 離婚訴訟が多いが，訴訟の勝敗の見通しがつきにくいし，ドイツでは敗訴者負担にしていない。敗訴者負担にすべきでない。

- ・ 離婚では子供をどうするかという問題も出てくる。このあたりのことを考えると、公益という観点で敗訴者負担を導入しないことのメルクマールになるのではないか。

エ 人的損害を理由とする損害賠償請求

- ・ 公害訴訟は事業者対個人の訴訟である。裁判に勝てるかどうか分からないところで提訴している。敗訴者負担になると裁判にならないので、敗訴者負担を導入すべきでない。
- ・ 公害訴訟等の場合でも、勝つか負けるか分からないからというのは理由として十分ではない。訴えを提起する必要性、正当性といった事情が敗訴者負担を導入しない理由になると考えるべきではないか。
- ・ 勝つか負けるか分からないという理由を使うと、最高裁判例が出た後は勝敗の予測がつきやすくなるので、後発の訴訟を救うことはできない。生命・身体への被害は他の権利侵害よりも保護の必要性が高いから敗訴者負担にしない方がいいということになるのではないか。
- ・ 人身損害では完全な被害回復が必要である。弁護士報酬の敗訴者負担を導入しないと、弁護士への報酬分だけ減額されてしまい、問題である。勝てる事案について敗訴者負担でなくて良いのかと思う。
- ・ 公害訴訟や薬害訴訟でも、勝つ見込みの方が高ければ敗訴者負担が提訴促進につながることもあるのではないか。
- ・ 自動車保険では弁護士報酬をカバーしているものがある。弁護士が関与して解決することが社会的に承認されていることの表れだろう。だとすると、弁護士報酬を訴訟費用に近いものと考えて、敗訴者負担とすべきだろう。

オ 消費者関係訴訟

- ・ 消費者契約に関する訴訟に敗訴者負担を導入すると提訴萎縮につながるので、敗訴者負担にすべきでない。
- ・ 信販会社が立替え払いをして消費者に立替金を請求するという例で、被告である消費者が、詐欺にあったので支払いたくないと主張して勝訴した場合にも弁護士報酬を回収できないでいいのか。
- ・ 構造的な力の格差があるから敗訴者負担にしないということではないか。
- ・ 消費者と事業者の間には情報格差がある。
- ・ 情報格差を理由にするのは妥当でない。別の制度で対応できた場合には敗訴者負担にしてもいいことになる。消費者契約法の採用している考え方を参考に、社会的なリソースの違いが敗訴者負担を適用しない理由だと考えるべきである。

カ 少額訴訟

- ・ 少額訴訟は本来弁護士が関与することが予定されていないので、敗訴者負担の対象外とすべきである。勝敗の見通しが立てにくいとか個人間の訴訟だからという理由よりも、弁護士の関与が予定されていな

いという理由の方がいい。

- ・ 少額訴訟を敗訴者負担の対象外とする場合、実際に少額訴訟手続で審理されたもののみが対象外なのか、少額訴訟の要件を満たすものを全てを対象外とするのかという問題がある。被告の移行申述等により通常訴訟に移行した場合はどうなるのかも問題である。
- ・ 実際に少額訴訟手続で審理されたもののみが敗訴者負担の対象外と考えるべきである。通常訴訟の場合には差別化の理由がない。
- ・ 少額訴訟でも勝敗の見通しは立てにくいので敗訴者負担を導入すべきでない。

キ その他

- ・ 国家賠償請求には敗訴者負担を適用すべきでない。
- ・ 行政訴訟など、一定の分野では片面的敗訴者負担制度の導入を検討すべきである。司法へのアクセスの拡充につながる。
- ・ 片面的敗訴者負担制度には合理性がない。公益的な訴訟だからというのが理由だとすると、勝訴当事者に、公益のために不利益の甘受を強いることになる。理由説明が難しい。
- ・ 片面的敗訴者負担制度は敗訴者負担制度の先にある話ではないか。後で考えるべき問題である。

3 負担額の定め方

- ・ 客観的な基準で上限を画すべきである。その範囲内で裁判所の判断に委ねるのか、固定額にするのかは検討課題である。
- ・ 合理的で予測可能な、訴訟提起を抑止させない額の定め方という視点で考えるべきである。
- ・ 上限額を定め、その範囲内で裁判所が決めるという方法は予測可能性の点で問題がある。訴額又は認容額の一定割合という方法がよい。具体的な額としては、法律扶助協会の支出基準による着手金の額が参考になる。
- ・ 法律扶助協会の支出基準による着手金の額の上限は 22 万円であり、このあたりを上限にするのがよいと思う。
- ・ 訴額を基準に負担額を決めるべきである。22 万円程度を上限とすべきかどうかについてはさらに検討する必要がある。

4 その他

- ・ 法律扶助のような例では、訴訟に勝った場合に弁護士報酬の一部を相手から取れるというのは大きな意味を持つ。
- ・ 弁護士報酬の敗訴者負担が入ると勝つ見込みのある事件に絞って扶助することになりかねない。

訴訟の具体例

行政訴訟

- ・ 課税処分を取消しを求めて、原告会社が税務署長に対し訴えを提起(抗告訴訟)。
- ・ 収用委員会の判決のうち損失の補償に不服があるため、土地所有者が起業者を相手に訴えを提起(当事者訴訟)。
- ・ A市の住民であるBは、A市の市長CがA市に違法な支出をさせたとして、A市がCに損害の賠償を請求することを求めて住民訴訟の訴えを提起(民衆訴訟)。
- ・ 知事の法定委託事務の執行が法令に違反するとして、主務大臣が事務の執行を命ずる裁判を求めて訴えを提起(機関訴訟)。

労働関係訴訟

- ・ AはB社の従業員であるが、BはAを解雇したとして従業員として取り扱わず、Aの就労を拒否して賃金も支払わない。そこで、AはBに対し、雇用契約上の権利を有することの確認と未払賃金の支払を求めて訴えを提起。
- ・ 労働組合の行った争議行為は違法で不法行為に当たるとして使用者が組合に損害賠償を求めて提訴。
- ・ 使用者が団体交渉に応じないのは不法行為であるとして、労働組合が使用者に損害賠償を求めて提訴。

人事訴訟

- ・ AとBは夫婦であり、A B間には未成年の子供Cがいる。Aは、婚姻を継続し難い重大な事由があるとして、Bと離婚しCの親権者をAとすることを求めるとともに、財産分与及び慰謝料の支払いを求める訴えを提起。

人身損害を理由とする損害賠償請求訴訟

- ・ 交通事故の被害者Aが加害者Bに損害の賠償を求めて提訴。交通事故で怪我をしたAから損害賠償請求訴訟を提起されたBが、訴訟で、事故の原因はAの過失行為にあると主張。
- ・ 原告AがAの体の病変は公害(薬害)が原因であるとしてB社に損害賠償請求訴訟を提起。
- ・ 原告Aが、欠陥商品を使用して怪我をしたとして、B社に損害賠償請求訴訟を提起。

消費者関係訴訟

- ・ 原告Aが、転売して儲かるかどうかは不確実なのに事業者Bは確実に儲かると説明したとして、Bを訴えて契約の取消を主張し、既払い代金の返還を請求。
- ・ 事業者Bが商品の売買代金の支払いを求めて訴訟を提起し、訴訟で、

被告となった消費者 A が、転売して儲かるかどうかは不確実なのに事業者 B は確実に儲かると説明したから契約を取り消すと主張。

少額訴訟

- 家主を相手に敷金（20万円）の返還請求を求める訴えを提起。